

赤井川村地域公共交通活性化協議会 開催結果

会議名	赤井川村地域公共交通活性化協議会 令和3年度第1回
開催日時・場所	赤井川村役場 第3会議室 令和3年6月11日(金) 10:30~11:40
出席者	出席委員: 14名 他: 代理出席 2名、随行者 1名、委任状 4名 ※うち Web 参加 4名
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 説明・協議事項</p> <p>(1) 赤井川村地域公共交通活性化協議会役員の指名について</p> <p>(2) 赤井川村地域公共交通活性化協議会財務規程に定める監事の選任について</p> <p>(3) 令和2年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業報告・決算について</p> <p>(4) 令和2年度赤井川村地域公共交通活性化協議会決算監査報告について</p> <p>(5) 令和3年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業計画(案)・予算(案)について</p> <p>(6) 赤井川村・余市間 市町村運営有償運送(交通空白輸送)の運行状況について</p> <p>(7) 北海道中央バスの運行状況について</p> <p>(8) 令和3年度地域公共交通実証運行ルート案について</p> <p>(9) 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について</p>
会議資料	別紙のとおり
<p>会議結果</p> <p>(1) 赤井川村地域公共交通活性化協議会役員の指名について 協議会設置要綱第5条第2項の規定により、会長は赤井川村副村長とする。 協議会設置要綱第5条第3項の規定により、副会長は会長が指名し、赤井川村社会福祉協議会長が副会長となる。</p> <p>(2) 赤井川村地域公共交通活性化協議会財務規程に定める監事の選任について 協議会財務規定第9条に基づき、監事を互選する。 NPO 法人観光協会理事長の選任について了承される。</p> <p>(3) 令和2年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業報告・決算について ○特に質疑なし。</p> <p>(4) 令和2年度赤井川村地域公共交通活性化協議会決算監査報告について</p>	

○特に質疑なし

(5) 令和3年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業計画(案)・予算(案)について

○特に質疑なし

(6) 赤井川村・余市間 市町村運営有償運送(交通空白輸送)の運行状況について

○特に質疑なし

(7) 北海道中央バスの運行状況について

○北海道中央バス(株)より「赤井川線」の利用状況について説明。

○特に質疑なし。

(8) 令和3年度地域公共交通実証運行ルート案について

*委員からの質問事項

(委員)

・幹線以外の枝線については、今後どのようなようになるのか。

(会長)

・分科会で協議させていただき、その後は、社会福祉協議会と協議をしている。分科会で話があったように、幹線の方向性が決まらなると枝線については、協議が難しい部分もあったが、今回の実証運行(案)により方向性が決まれば協議を進めていきたい。

(委員)

・高校通学について、机上では、赤井川線に乗車し余市駅で乗り換え、時間内に高校に到着することが可能であったが、実際は、高校行きのバスが満員となり乗車できなく、時間内に到着することができなかった。机上では、判断できないことがあるため、バスを利用している住民の意見を聞いて検討してほしい。

(事務局回答)

・大変貴重な意見。利用している人の意見を聞いて検討していく。

(9) 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

○特に質疑なし

その他

(委員)

・実証運行後の利用者との意見交換はどのように行う予定か。

(事務局回答)

・当初、令和3年3月までに地域公共交通計画を策定する予定であったが、北海道中央バスの存廃協議の申し入れを受け、令和4年3月までに策定するよう延長したことから、令和3年度についても、意見交換会や事業者ヒアリングを行い意見交換していきたい。

(札幌運輸支局)

・これから意見交換をして仕組みづくりをしていくにあたり、情報連携と一緒に実施していきたい。